

# 電子契約を導入します!

これまで紙で作成していた契約書に代え、電子データで完結することができる電子契約を導入します。コストの縮減や業務の効率化にもつながりますので、ぜひご活用ください。

## 電子契約とは?

これまで、葛飾区が締結する契約書は、紙で作成したものに受注者と発注者双方が記名・押印することで有効なものとして取り扱ってきました。

電子契約の導入により、**契約書を電子データで作成**し、受注者と発注者がインターネット上で「電子署名（承認行為）」を行うことで有効な契約書となります。

## 電子契約を活用すると…

- ☞ 契約書の**印刷や製本が不要!**
- ☞ 契約書の受け渡しをするための**窓口への来庁が不要!**
- ☞ 請負契約に係る**収入印紙の貼付が不要!**

## 対象契約

電子契約は、令和7年9月1日以降に契約締結する次の案件で活用できます。

- 長期継続契約**（一部対象外の案件あり）
- 工事請負契約**

※対象契約は順次拡大を検討していきます。  
※電子契約を希望しない場合は、これまでどおり紙の契約書での契約も可能です。

## 手続きの流れ

- ①電子入札で入札を送信する際に「**電子契約サービス利用申出書**」を添付してください。
- ②葛飾区で契約書を作成した後、落札者には「**電子契約サービス利用申出書**」に記載のメールアドレス宛に契約書の承認申請メールが届きますので、内容をご確認の上、電子署名をしてください。
- ③最後に、葛飾区の契約担当者が電子署名をすると、契約締結となります。

※工事請負契約の場合は、電子署名の前に次の書類を提出していただきます。

- ▶前払金関係書類
- ▶契約保証関係書類（東日本建設業保証株で加入した保証のみ電子提出可）
- ▶リサイクル法関係書類
- ▶労災加入証明書の写し

提出先メールアドレス：[01-KEIYAKU@city.katsushika.lg.jp](mailto:01-KEIYAKU@city.katsushika.lg.jp)

**毎月第1・第3火曜日**に電子契約に関する説明会を開催しています。ぜひご参加ください。  
(※申込みは、「開催日の前月の上旬～中旬頃」から可能となります。)

### <説明会申込ページ>

[https://cs.cloudsign.jp/seminar\\_government?utm\\_source=government&utm\\_medium=event&utm\\_campaign=2025](https://cs.cloudsign.jp/seminar_government?utm_source=government&utm_medium=event&utm_campaign=2025)